

東京都北区条例・規則による独自規定の主な内容(令和6年3月31日以前)

○ ICT活用等により対面でのコミュニケーションに代替する方法により玄関帳場がなく、営業従事者が現地に常駐しない、いわゆる民泊想定施設を簡易宿所営業の中に営業方法による区分で位置付け、規模の上限と必要な体制等の条件について整備した。

	旅館・ホテル営業		簡易宿所営業		
		小規模一体型施設	右2つを除く営業	小規模一体型施設	第5条第6号イに掲げる営業(民泊想定施設)
玄関帳場	必置	不要	必置	定員が20名未満であれば不要	客室数が10室未満、定員が20名未満の施設であって、玄関帳場に代替する機能を有する設備や緊急時の体制が整備されていれば不要
営業従事者	常駐	営業者が居住していれば可	常駐	営業者が居住していれば可	上記の設備・体制が整備されていれば常駐不要
添付書類の追加	所有者や管理組合等から旅館業を営むために必要な権限を有することを確認できる書類				左記の書類のほか、上記の設備・体制整備等の管理方法について提示する書類
1名当たり有効面積	3㎡/1名 以上		1.5㎡/1名 以上		3.3㎡/1名 以上
外部不経済防止	営業従事者が常駐し(小規模一体型施設は営業者が不在にせず)、宿泊者による外部不経済(騒音・不適切なごみ捨て・火災)を防止				宿泊者に対し、騒音の防止その他周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し、必要な事項を説明する義務
施設名称の掲示等	公衆の見やすい場所に施設の名称を掲げる義務				施設名称に加え、規則で定める事項を記載した標識を掲げる義務
周辺地域の住民等への事前周知	許可申請の前日までに、規則で定める事項を書面により周知(努力義務)				
廃棄物の取扱い(参考:廃棄物条例)	事業に伴う廃棄物として、自らの責任において適正に処理する責務				

(※新設カテゴリーの定義)

- ・小規模一体型施設…客室数が10室未満であって、営業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と同一の建築物若しくは敷地内にあるもの又は当該住宅と隣接するもの
- ・第5条第6号イに掲げる営業…構成する全ての宿泊室(寄宿舍及び一戸建ての住宅においてはこれらの建築物全体)について、それぞれ一団地で利用させる営業